年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

（東京都担当部会）

令和8年2月 27 日答申分

〇答申の概要

（1）年金記録の訂正の必要があるとするもの　　　1件

厚生年金保険関係　　　　1件

（2）年金記録の訂正を不要としたもの　　　　　1件

国 民 年 金 関 係　　　　1件

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 2500517 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（厚）第 2500099 号

第１　結論

１　請求者のＡ社における令和２年 11 月 25 日の標準賞与額を 28 万円、令和３年 11 月 26 日の標準賞与額を 30 万円に訂正することが必要である。

令和２年 11 月 25 日及び令和３年 11 月 26 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第１条第５項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る令和２年 11 月 25 日及び令和３年 11 月 26 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求者のＡ社における令和３年 10 月 31 日の標準賞与額を取り消すことが必要である。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 46 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　①　令和２年11月25日
　　　　　　　　②　令和３年10月31日
　　　　　　　　③　令和３年11月26日

Ａ社から支払われた賞与のうち、令和２年 11 月 25 日及び令和３年 10 月 31 日の賞与について、保険給付の対象とならない標準賞与額（厚生年金保険法第 75 条本文該当）として記録されているが、実際は、令和２年 11 月 25 日及び令和３年 11 月 26 日に賞与が支払われ、当該賞与から厚生年金保険料が控除されているので、調査の上、令和３年 10 月 31 日の標準賞与額の記録を取り消し、令和２年 11 月 25 日及び令和３年 11 月 26 日の賞与に係る標準賞与額を保険給付の対象となる年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第３　判断の理由

１　請求期間①及び③について、Ａ社の事業主から提出された令和２年分及び令和３年分の給与所得に対する源泉徴収簿並びに請求者から提出された預金通帳（以下「源泉徴収簿等」という。）により、請求者は、当該期間に同社から賞与の支払を受け（請求期間①は 28 万円、請求期間③は 30 万円）、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は 28 万円、請求期間③は 30 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び③に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届（以下「賞与支払届」という。）を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和７年８月 28 日受付）した一方、請求期間③に係る賞与支払届は提出しておらず、請求期間①及び③に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

２　請求期間②について、オンライン記録により、請求者の当該期間に係る標準賞与額（30 万円）が厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録されていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された預金通帳及び事業主からの回答により、請求者は、請求期間②において、A社から賞与の支払を受けていなかったことが認められることから、請求者の当該期間に係る標準賞与額の記録を取り消すことが必要である。

厚生局受付番号　：　関東信越（東京）（受）第 2500487 号
厚生局事案番号　：　関東信越（東京）（国）第 2500040 号

第１　結論

昭和 60 年＊月から昭和 62 年３月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第２　請求の要旨等

１　請求者の氏名等

氏　　　名　：　女
基礎年金番号　：
生 年 月 日　：　昭和 40 年生
住　　　所　：

２　請求内容の要旨

請 求 期 間　：　昭和 60 年＊月から昭和 62 年３月まで

請求期間当時、私は大学生で、20 歳になった昭和 60 年＊月頃、国民年金の納付書が郵送されてきたことをきっかけに、国民年金の任意加入手続を行った。請求期間に係る国民年金保険料は、毎月郵送されてきた納付書に現金を添えて、郵便局や銀行の窓口で納付したので、調査の上、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として訂正してほしい。

第３　判断の理由

請求者から提出された年金手帳によると、請求者の国民年金手帳記号番号（以下「国民年金番号」という。）「＊」に係る資格取得年月日は平成２年７月１日と記載されているところ、当該資格取得年月日は、オンライン記録により確認できる国民年金の資格取得年月日と一致しており、請求者が同日より前に国民年金に加入した記録は確認できないことから、請求者は、請求期間において国民年金に未加入であり、制度上、当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

また、請求期間の国民年金保険料を納付するには、請求者に上記国民年金番号とは別の国民年金番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにおける氏名検索による調査を行ったものの、請求者に対して別の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間の国民年金の加入手続の際に青色の年金手帳を交付された旨、また、当該期間に係る国民年金保険料を毎月納付していた旨回答しているところ、請求者が請求期間当時に住民登録していたとするＡ市は、当時交付していた年金手帳はオレンジ色であり、毎月納付が可能となったのは、昭和 61 年４月以降である旨、また、請求者に係る国民年金の資料はない旨回答している。

加えて、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料の納付金額について、初めは約 8,000 円

であり、最後は約１万円に値上がりしていた旨主張しているところ、当該期間に係る国民年金保険料は、昭和60年度は6,740円、昭和61年度は7,100円である上、国民年金保険料が約１万円となったのは平成４年度（9,700円）であることから、請求者の主張と相違している。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料に係る納付場所について、Ｂ銀行（現在は、Ｃ銀行）やＤ銀行の窓口で納付していた旨回答しているところ、Ｃ銀行の担当者は、当該期間に係る資料は保管されていない旨陳述している上、Ｄ銀行は、領収済通知書の調査が可能な期間は直近５年であることから、請求期間に係る国民年金保険料の納付状況を確認することができない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。